

宝塚市立病院 飲料等自動販売機設置事業仕様書

1 事業名

「宝塚市立病院 飲料自動販売機設置事業」（以下「本事業」という。）

2 事業内容

事業者は、宝塚市立病院（以下「当院」という。）において建物の一部を有償で借り受け、当院利用者に対して飲料等を提供する自動販売機を設置する。

3 設置場所

NO	設置場所	備考
1	外来棟1階待合ロビー	
2	外来棟1階待合ロビー	紙コップ式
3	4階消化器内視鏡センター	
4	5階病棟エレベーターホール	
5	7階病棟エレベーターホール	

4 設置条件

- （1）設置する自動販売機の外形寸法については、必ず事前に現場で確認を行い、据付面を確認したうえで十分な転倒防止対策を行うこと。
- （2）設置する自動販売機のうち、NO2は紙コップ式自動販売機とし、薬を飲用するための水を無料で提供すること。
- （3）販売品は、一般市場で流通・認識されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- （4）設置する自動販売機は、車椅子利用者や高齢者等の弱者に対応するユニバーサルデザイン機種とすること。
- （5）設置する自動販売機は、ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型であること。
- （6）設置する自動販売機のデザイン・外観色については設置場所の景観に配慮したものとし、自動販売機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示はできない。

- (7) 設置した自動販売機の販売個数及び売上額について月別に集計を行い報告すること。
- (8) 事業者は、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供してはならない。

5 業務の実施体制

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行うこと。
- (2) 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当院の指示に従うこと。
- (3) 自動販売機に併設して、回収ボックスを設置し、回収ボックスが溢れることのないように、設置事業者の責任で適宜・適切に回収・リサイクルを行うこと。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、衛生管理については万全を期すこと。これらの措置に関する費用は事業者の負担で行うこと。また、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

6 その他

(1) 損害賠償

物品類の紛失、取扱上の過失による損害、その他事業者の責により生じた商品の損害については、当院の責によることが明らかな場合を除き、事業者の費用負担にて対応すること。

(2) 原状回復等

設置事業者は、本事業の契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復をすること。また、設置事業者は、当院に対し、原状回復に要した費用、設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、当院に請求できない。